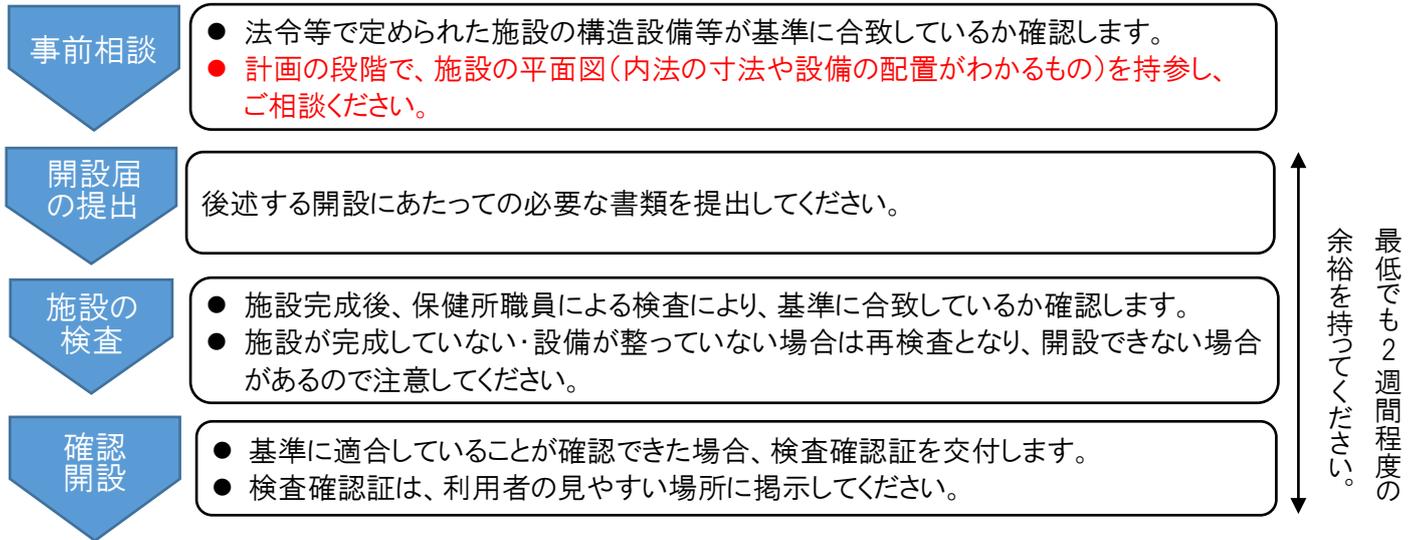


理容所、美容所の開設手続きについて

1 開設の流れ



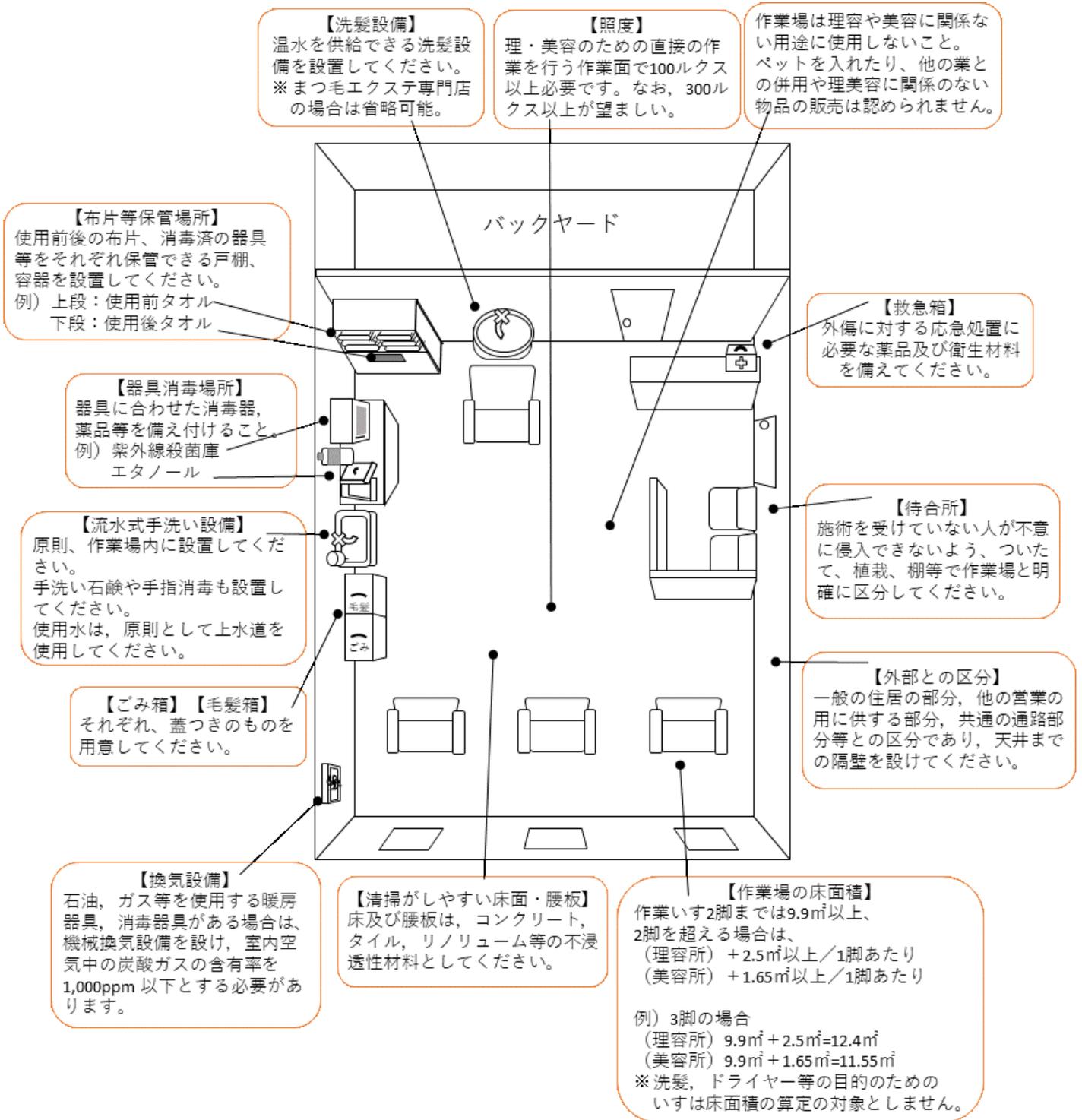
2 開設にあたって必要な書類

必要な書類	注意点
① 開設届	衛生監視事務所にて配布、HPよりダウンロードできます。 市HPにて、「理容所」もしくは「美容所」と検索するか、下記URLを参照してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a84140/kenko/health/hygiene/environment/ribi.html 『理容所・美容所に関する手続きについて』に掲載しています。
② 施設の平面図 付近の見取り図	施設の平面図(内法寸法が入ったもの)、付近の見取り図(地図)を添付、もしくは①開設届に記入してください。1フロアに他の店舗がある場合は、フロア図もご用意ください。
③ 理・美容師の免許証	全員分の免許証の提示が必要です。
④ 診断書	理・美容師の方について、結核・伝染性皮膚疾患の有無、医師の記名があるもの、発行から3か月以内のものが有効です。 診断書のひな型は市HPからダウンロードできます。(ダウンロード方法は①参照)
⑤ 管理理・美容師の資格を有する書類	理・美容師の従業員が2名以上の場合、管理理・美容師が必要です。
⑥ 法人の場合 登記事項証明書等	登記事項証明書(定款若しくは寄付行為の写しでも可)
⑦ 検査手数料	¥ 16, 000(現金またはキャッシュレス決済) 利用可能な決済手段や注意点は下記URLを参照してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a99427/kenko/health/hygiene/food/syokuhineisei/cashless.html 一旦納入いただいた手数料はお返しできませんのでご注意ください。
⑧ 開設者が外国人の場合 住民票の写し	開設者が外国人の場合、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。)が必要です。 なお、マイナンバーの記載のないものをご用意ください。

3 施設設備の基準

下記の説明をよく読み、施設を計画してください。基準に合わない場合、開設できない場合があります。

図面が出来上がり、着工する前に、図面を持って事前相談にお越しください。



理容師法施行規則(抜粋) ※()は美容師法施行規則

《清潔保持の措置》

第26条 法第12条第1号(法第13条第1号)に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 1 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リリユーム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 2 洗場は、流水装置とすること。
- 3 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

《採光、照明及び換気の実施基準》

第27条 法第12条第3号(法第13条第3号)に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 1 採光及び照明 理容師(美容師)が理容(美容)のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 2 換気 理容所内(美容所内)の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

理容師法施行条例 (抜粋) ※()は美容師法施行条例

《理容所(美容所)について講ずべき措置》

第4条 法第12条第4号(法第13条第4号)に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 作業場は屋内に設けること。
- (2) 隔壁により外部と区分すること。
- (3) 室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 待合所を設ける場合は、作業場と明確に区分すること。
- (5) 作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに2.5平方メートル以上を増すこと。(作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに1.65平方メートル以上を増すこと。)
- (6) 作業場の床面は、清掃が容易に行える構造とすること。
- (7) 作業場には、器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (8) 作業場には、石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗い設備を設けること。
- (9) 作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。
- (10) 作業場には、客に接する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (11) 作業場は、理容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、当該理容所の理容師の全員が美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第2項に規定する美容師の免許を有する場合であつて、当該理容所と同一の場所に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設され、かつ、当該理容所の理容師が当該作業場を美容師法第4条第1項に規定する美容の用途に使用するときは、この限りでない。
(作業場は、美容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、当該美容所の美容師の全員が理容師法(昭和22年法律第234号)第2条に規定する理容師の免許を有する場合であつて、当該美容所と同一の場所に理容師法第1条の2第3項に規定する理容所が開設され、かつ、当該美容所の美容師が当該作業場を理容師法第1条の2第1項に規定する理容の用途に使用するときは、この限りでない。)
- (12) 作業場には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (13) 昆虫等の駆除に努めること。
- (14) 使用水は、原則として上水道を使用し、井戸水等を使用するときは、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (15) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (16) 自動車に設備を設けて理容(美容)の業を行う理容所については、前各号(第1号及び第3号を除く。)に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
 - ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。
 - イ 飲用に適する水を供給する200リットル以上の容量の給水タンクを設けること。
 - ウ 給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。
 - エ 作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。

4 開設届の記入について

- ◎ 青又は黒のペン・ボールペンを用いて、かい書で記入してください。
- ◎ 消えるペンで記入しないでください。

理・美容所開設届		○年 ○月 ○日
神戸市保健所長 宛		
次のとおり <u>理容所</u> を開設したいので、 <u>理容師法第11条第1項</u> の規定により届け出ます。 <u>美容所</u> <u>美容師法第11条第1項</u>		
1	開 住 所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	神戸市○○区△△町□ー◇ 神戸ハイツ○号 電話 (078) ○○○ー××××
2	設 設 者 ふ り が な 氏 名 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small>	こうべ はなこ 神戸 花子 ○年 ○月 ○日生
3	理・美容所 ふ り が な 名 称 所 在 地 開 設 予 定 年 月 日	へあーざろん こうべ ヘアサロン KOBE 神戸市 △△ 区 ○○通▽ー□ ◇◇ビル○階△号 電話 ×××ー○○○○ ○年 ○月 ○日
重複開設（理容所と美容所を同一の場所で開設することをいう。以下同じ。）の場合 <small>(理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の免許を有すること。)</small>		ふりがな 名 称 <small>(同一の場所で現に理・美容所が開設されている場合)</small> 理・美容所の開設予定年月日 <small>(同一の場所で理・美容所の届出がなされている場合)</small> 年 月 日

項目	個人の場合	法人の場合
1 開設者住所	お住いの住所を、丁目○番○号まで、ビル・アパート・マンションの場合は、○号室まで記載。	登記事項証明書のとおり記載
2 開設者氏名	名前、生年月日を記載。	法人名・代表者役職・氏名を記載 ※生年月日、印は不要です
3 理・美容所所在地	営業しようとする施設の所在地を記載。○丁目○番○号まで、また、ビル等の場合は○○ビル何階等まで詳しく記載。	

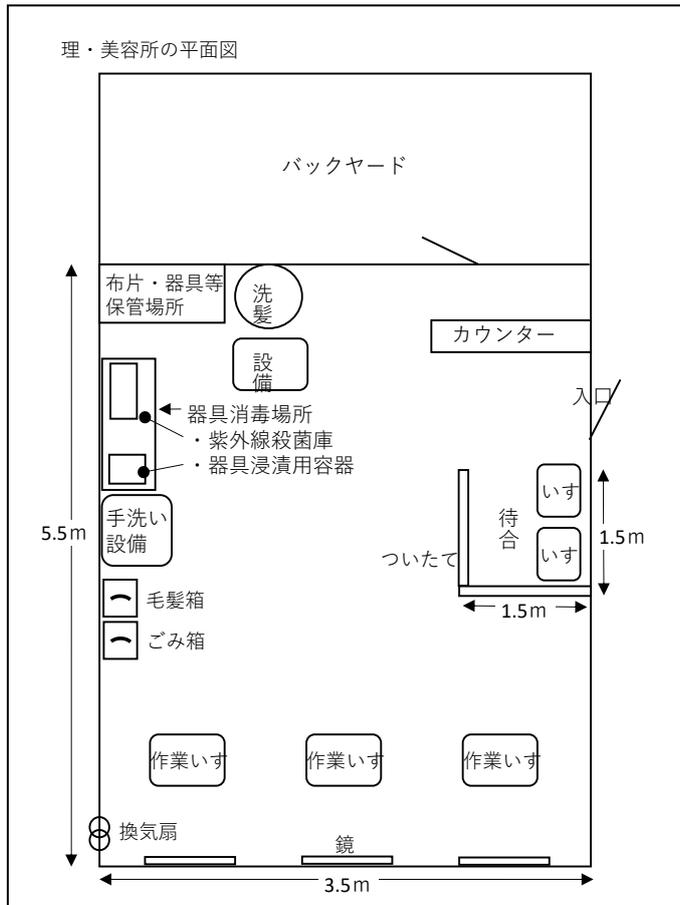
◎ 施設の構造について、記載してください。

理・美容所構造及び設備の概要			
建物の構造	鉄筋 簡易耐火・木造・その他 ()		
外部との区分	隔壁 (壁・その他) により区分 5 階建て ○ 階部分		
床及び腰板	床	(不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造とすること。) コンクリート・ <u>タイル</u> ・リノリウム・板・その他 ()	
	腰板	(不浸透性材料を使用すること。) コンクリート・ <u>タイル</u> ・リノリウム・板・その他 ()	
換気	室内空気を汚染する構造の 燃焼器具	有 (暖房器具・消毒器具 その他 ()) ・ <u>無</u>	
	(室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。) 機械換気設備 有 (換気能力 m ³ /時間) ・ <u>無</u>		
待合所	<u>有</u> ・ 無	作業場との区分 (ついでに・ <u>ショーケース</u> ・その他) により区分	
作業場	床面積	(作業いす2脚までは9.9㎡以上とし、作業いす2脚を超えて1脚増すごとに理容所は2.5㎡以上を、美容所は1.65㎡以上を増すこと。) 17 m ²	
	作業いす	3 脚	
	洗髪設備	(温水を供給することができる流水式洗髪設備を設けること。) 1 か所 (うち 前洗面 ○ か所)	
	照度	作業面 (100ルクス以上とすること。) 300 ルクス	
	消毒	場所	(器具を消毒する場所を設けること。) <u>有</u> ・ 無
		方法	(1) かみそり (専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。) 及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒 〔 煮沸・ <u>エタノール水溶液</u> ・ <u>次亜塩素酸ナトリウム水溶液</u> 〕 (2) (1)に揚げる器具以外の器具に係る消毒 〔 <u>紫外線</u> ・煮沸・湿熱・ <u>エタノール水溶液</u> ・次亜塩素酸ナトリウム・ <u>逆性石けん</u> ・グルコン酸クロルヘキシジン・両性界面活性剤 〕
	流水式手洗い設備	(石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗い設備を設けること。) 1 か所	
	容器又は戸棚	(客に接する布片、紙片、消毒済みの器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。) 容器 1 個 戸棚 1 個 未消毒と既消毒の区分 <u>有</u> ・ 無	
	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱	汚物箱 1 個 毛髪箱 1 個	
	使用水	<u>上水道水</u> 井戸水・その他 () (飲用に適する旨の確認を受けておくこと。)	
薬品及び衛生材料	(外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。) <u>有</u> ・ 無		

◎ 自動車に設備を設けて理・美容の業を行う場合は、下記も記入してください。

自動車に設備を設けて理・美容の業を行う理・美容所の場合	換気	(換気上有効な機械換気設備を設けること。) 機械換気設備 有 (換気能力 $m^3/時間$)	・	無
	給水タンク	(飲用に適する水を供給する200リットル以上の給水タンクを設けること。) 給水タンク 有 (容量 200 リットル)	・	無
	排水タンク	(給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。) 排水タンク 有 (容量 200 リットル)	・	無
	作業場の床の固定	(作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。) 固定設備 有 (支柱 ・ その他)	・	無

◎ 図面は、詳しく、正確に、わかりやすく記入してください。施設の図面は手書きでも設計図面を添付しても構いません。



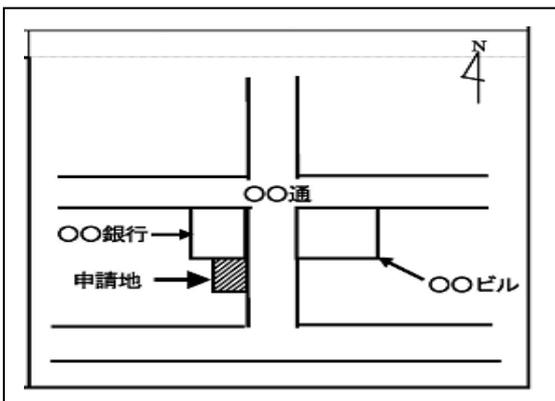
【注意点】

窓口で作業場の面積(待合、バックヤードを除く)を確認します。作業場の面積の計算に必要な寸法を必ず記入してください。

なお、寸法はすべて内のり寸法で記入してください。面積がわからない場合は、申請を受け付けられない場合があります。

◎ 付近の見取り図は、施設の位置がわかるように記載してください。

インターネット等で地図を印刷し、添付しても構いません。



5 その他

(1) 変更事項が発生した場合

- ◎ 理・美容所開設届による届出事項(開設者の住所、氏名、営業施設の名称、管理理・美容師、従業者)に変更が生じたときは、衛生監視事務所に変更の届出を提出してください。
- ◎ 施設の構造変更を行う場合は、着工する前に、図面を持って事前相談にお越しください。
- ◎ いずれの場合も、届出の用紙は衛生監視事務所にて配布、HPよりダウンロードできます。

(2) 検査確認証を破り、汚し、又は失った場合

衛生監視事務所にて再交付を受けてください。

(3) 理・美容所を廃止する場合

衛生監視事務所へ届出が必要です。

6 問い合わせ先

事前の相談、開設届の提出は、施設がある区を管轄している衛生監視事務所にて受け付けています。

営業所の所在地	申請先	衛生監視事務所所在地	電話番号
東灘区、灘区、中央区、北区	東部衛生監視事務所	神戸市中央区東町 115 番地 中央区役所7階	生活衛生ダイヤル 078-771-7497
兵庫区、長田区、須磨区、 垂水区、西区	西部衛生監視事務所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3 長田区役所5階	